

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 2 7 日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中
介護保険主管部（局）

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

標記について、別紙のとおり警察庁交通局交通規制課長より周知依頼がありましたので、内容について御了知いただくとともに、貴管下の関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月 22 日

警察庁丁規発第 38 号

厚生労働省医政局地域医療計画課長

厚生労働省老健局老人保健課長 殿

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

警察庁交通局交通規制課長

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可の周知について（依頼）

訪問診療や訪問看護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、警察署長の駐車許可を受けることが可能となっており、都道府県警察においては、訪問診療等の業務の実情に鑑み、許可事務の簡素合理化を図り、申請者の負担軽減に努めているところです。

ついては、本件について、

- ・ 「訪問診療等」には、訪問介護等の用務の車両も含まれていること
- ・ 緊急やむを得ない場合の申請

といった対応等に関して、周知不足している点も見受けられることから、更なる周知を行うため、別紙「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内」により、貴課関係の医療・介護関係機関団体に対する周知への御協力をお願いいたします。

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可のご案内

駐車許可の対象車両については、

- ・ 医師や看護師等の医療関係従事者が訪問診療や訪問看護等に使用する車両
- ・ 訪問介護や訪問入浴介護、訪問リハビリテーション等に使用する車両
- ・ その他上記車両と同様に扱うべき車両

としており、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、訪問診療等の社会的な重要性が増加している実情等に鑑み、申請書類等についても手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

緊急やむを得ない場合等の申請等、詳細については、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

※ 訪問入浴介護の従事車両は、車両の使用形態によっては、駐車許可ではなく、道路使用許可による対応となる場合があるので、管轄する都道府県警察本部又は警察署へお問い合わせください。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。